回答：中国国内において外国地方自治体が直営で事務所を設置できない根拠となる中国の法令の調査

○中国の法制度において、外国地方自治体が直営で事務所を設置するための根拠となる法律・法規がないためと考えられる。

（考え方）

・当事務所として、複数の在中国自治体事務所に確認したが、設立にあたっての経緯はわからなかったところ。
このため、在中国自治体事務所設置にあたり、中国政府当局から「○○の理由で、外国地方自治体が直営で事務所を設置することはできない」との理由が示されたことは確認できなかった。

・そのうえで、当事務所として関連法規を確認したところ、以下のとおりであるが、この点、当局に当該法規定の解釈を確認したものではない点ご留意いただきたい。

（仮に直営で事務所を設置できないかという検討を行う場合、最終的にはその段階で当局に直接照会する必要があると考える）

・現在の中国の法制度では、外国企業については「外国企業常駐代表機関登記管理条例」（以下「外国企業条例」という。）、海外非政府組織については「海外非政府組織国内活動管理法」（以下「海外非政府組織法」という。）に基づき、中国国内に事務所（代表処）を設置。

・外国企業については、外国企業条例第２条において、「外国企業が本条例の規定に基づき中国国内に設立した当該外国企業の業務に関連する非営利的な活動の従事する事務機構」と規定。

・海外非政府組織については、海外非政府組織法第２条において、「域外で合法的に設立された財団、社会団体、シンクタンク機構などの非営利、非政府の社会組織」と規定。
（いずれも翻訳は当事務所の仮訳）

・この点、日本の地方公共団体は、行政機関であることから、このいずれにも該当しないと思われる（但し、当該文言の解釈について当局に確認したものではない）。

従って、直営で事務所を設置するための根拠となる法律・法規がないと考える。
・なお、他の地方公共団体については、
・「一般社団法人〇〇県貿易センター」の中国代表処として、外国企業条例を根拠にしているケース
・「一般財団法人〇〇県国際センター」の中国代表処として、海外非政府組織法を根拠にしているケース
（もともと、外国企業条例しかなかった時代に、同条例を根拠に設立したが、海外非政府組織法が制定されたことを受けて、改めて同法を根拠に変更したケースを含む）
などがあると認識。いずれも法人格は地方公共団体とは別。

（参考）※翻訳は当事務所による仮訳
〇外国企業常駐代表機関登記管理条例（抜粋）
第二条　本条例所称外国企业常驻代表机构（以下简称代表机构），是指外国企业依照本条例规定，在中国境内设立的从事与该外国企业业务有关的非营利性活动的办事机构。代表机构不具有法人资格。
（第二条　本条例でいう外国企業常駐代表機構（以下、代表機構と略称する）とは、外国企業が本条例の規定に基づき、中国国内に設立した当該外国企業の業務に関連する非営利的な活動に従事する事務機構を指す。代表機関は法人資格を持っていない。）

〇海外非政府組織国内活動管理法（抜粋）
第二条　境外非政府组织在中国境内开展活动适用本法。
本法所称境外非政府组织，是指在境外合法成立的基金会、社会团体、智库机构等非营利、非政府的社会组织。
（第二条　国外の非政府組織が中国国内で活動を展開するには本法を適用する。
本法でいう域外非政府組織とは、域外で合法的に設立された財団、社会団体、シンクタンク機構などの非営利、非政府の社会組織を指す。）